

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋1階作業用分電盤の上部中継箱において、フタのねじに外れが認められたため、当該ねじを取付け	D	
2	1号機	タービン建屋工作機械室南側壁において、電線管留金具が外れが認められたため、当該留金具を取付け	D	
3	1号機	タービン建屋工作機械室電源盤において、扉のビスに外れが認められたため、当該ビスを取付け	D	
4	2号機	残留熱除去海水系弁（V-10-273D）の浸透探傷検査時、弁座シート溶接部に指示模様等が認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	主低圧タービン（B）上半外部車室の浸透探傷検査時、溶接部に線状指示模様等が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	主低圧タービン（B）上半外部車室の浸透探傷検査時、溶接部にブローホール等が認められたため、当該部を修理	D	
7	2号機	主低圧タービン（C）上半外部車室の浸透探傷検査時、溶接部にブローホール等が認められたため、当該部を修理	D	
8	2号機	主低圧タービン（C）上半外部車室の浸透探傷検査時、溶接部にブローホール等が認められたため、当該部を修理	D	
9	2号機	残留熱除去海水系（D）用電動機の点検時、放電試験測定値に目安値外れが認められたため、対応検討	C	
10	3号機	主タービン油清浄器の補助油ポンプにおいて、グランド部よりリークが認められたため、グランド部を点検・調整	D	
11	4号機	復水貯蔵タンク付近の北側立坑内点検時、配管貫通部防水ラバー部及び電線管の劣化により雨水が浸入し、立坑床面に水溜りが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	4号機	廃棄物常設集積場所において、投棄基準を超える物品（可燃物：1袋）が確認されたため、当該物品を回収	D	
13	6号機	給水系金属採取ラック内点検時、流量調整弁の動作不良が認められたため、当該弁を修理	D	
14	6号機	原子炉建屋地下2階照明用分電盤において、NO. 5しゃ断器（地下1階南東側）にトリップ事象が認められたため、当該しゃ断器を点検・修理	D	
15	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備 ドラム転倒装置（A）において、ゴミ等の蓄積が認められたため、当該装置を点検・清掃	対象外	
16	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備廃棄物供給コンベア（A）において、誤動作が認められたため、当該コンベアを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	集中環境施設	換気空調系制電室冷凍機（B）において、圧縮機No. 1油圧計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該油圧計を点検・修理	D	
18	その他	キャスク保管設備清浄エリア送風機（B）の電動機点検時、シャフトと羽根車の嵌合部に管理目標値外れが認められたため、当該部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで